

宮川水系河川整備基本方針  
本文新旧対照表

令和8年1月14日

国土交通省 水管理・国土保全局

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	<p>宮川水系河川整備基本方針</p> <p>平成 19 年 11 月</p> <p>国土交通省河川局</p>	<p>宮川水系河川整備基本方針 (変更案)</p> <p>令和 年 月</p> <p>国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
2	<p>目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ..... 1      (1) 流域及び河川の概要 ..... 1      (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ..... 5          ア 災害の発生の防止又は軽減 ..... 6          イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ..... 7          ウ 河川環境の整備と保全 ..... 7      2. 河川の整備の基本となるべき事項 ..... 8          (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への              配分に関する事項 ..... 10          (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 ..... 10          (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に              係る川幅に関する事項 ..... 11          (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため              必要な流量に関する事項 ..... 12        (参考図) 宮川水系図 卷末</p> <p>卷末</p>	<p>目 次</p> <p>1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....      (1) 流域及び河川の概要 .....      (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....          ア 災害の発生の防止又は軽減 .....          イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 .....          ウ 河川環境の整備と保全 .....      2. 河川の整備の基本となるべき事項 .....          (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への              配分に関する事項 .....          (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....          (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に              係る川幅に関する事項 .....          (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため              必要な流量に関する事項 .....        (参考図) 宮川水系図</p> <p>卷末</p>	

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	宮川は、三重県の南部に位置し、その源を三重県多気郡大台町と奈良県吉野郡上北山村の県境に位置する日出ヶ岳（標高1,695m）に発し、大杉渓谷を貫流し、中流山間部を東流し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、その後、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長91km、流域面積920km <sup>2</sup> の一級河川である。また、支川五十鈴川は、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。	宮川は、三重県の南部に位置し、その源を三重県多気郡大台町と奈良県吉野郡上北山村の県境に位置する日出ヶ岳（標高1,695m）に発し、大杉渓谷を貫流し、中流山間部を東流し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、その後、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長91km、流域面積920km <sup>2</sup> の一級河川である。また、支川五十鈴川は、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。	
5	宮川の流域は、三重県伊勢市、大台町、多気町、大紀町、度会町、玉城町の1市5町からなり、流域の土地利用は山地等が約88%、水田や畠地等の農地が約8%、宅地等の市街地が約4%となっている。流域の下流部に広がる伊勢平野には、伊勢自動車道、国道23号、近鉄山田線、JR参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網の拠点があり、これらの整備に伴って海岸地域の工業立地や観光地化が進んでいく。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、伊勢神宮につながる街道や渡し跡が残り、平安時代から伊勢の台所として繁栄した勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められているなど、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。	宮川の流域は、三重県伊勢市、大台町、多気町、大紀町、度会町、玉城町の1市5町からなり、流域の関係市町の人口は平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比較すると約20万人から約18万人に減少する一方、高齢化率は約15%から約33%と進行している傾向にある。流域の土地利用は山地等が約87%、水田や畠地等の農地が約5%、宅地等の市街地が約5%、河川・その他が約3%となっている。流域の下流部に広がる伊勢平野には、近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）、近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）、国道23号、近鉄山田線、JR参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が整備され、これらの整備に伴って海岸地域の工業立地や観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、伊勢神宮につながる街道や渡し跡が残り、平安時代から伊勢の台所として繁栄した勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められるなど、この地域における社会・経済・文化の基盤を成している。	・人口と高齢化率の推移の追記 ・時点更新 ・表現の適正化
6	さらに、源流部は吉野熊野国立公園に指定され、公園内には国指定の天然記念物である「大杉谷」と呼ばれる渓谷があり、下流部は伊勢	さらに、源流部は吉野熊野国立公園に指定され、公園内には国指定の天然記念物である「大杉谷」と呼ばれる渓谷があり、下流部は伊勢	

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	しま 志摩国立公園に指定されているなど、豊かな自然環境・河川景観に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	しま 志摩国立公園に指定されているなど、豊かな自然環境・河川景観に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
7	流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、日出ヶ岳（標高 1,695m）を最高峰に池木屋山（標高 1,396m）、白倉山（標高 1,236m）、迷岳（標高 1,309m）といった 1,000m を超える標高の山々に囲まれ、深い V 字谷を形成している。中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は伊勢平野南端に位置し、はじめは狭い範囲に扇状地を形成し JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がっている。	流域の地形は、上流部は概ね紀伊山地によって占められており、日出ヶ岳（標高 1,695m）を最高峰に池木屋山（標高 1,396m）、白倉山（標高 1,236m）、迷岳（標高 1,309m）といった 1,000m を超える標高の山々に囲まれ、深い V 字谷を形成している。中流部に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流部は伊勢平野南端に位置し、はじめは狭い範囲に扇状地を形成し JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がっている。河床勾配は、上流部は約 1/800～1/200、中流部は 1/1,000～1/800、下流部は 1/1,000 以下の比較的緩やかな勾配を形成している。	・河床勾配の追記
8	流域の地質は、中・古生代の三波川帯及び秩父帯に属し、源流部の一部と支川大内山川上流部には四万十帯が分布している。宮川の両岸には第四紀の段丘堆積層、下流の低地には沖積堆積物が広がっている。	流域の地質は、中・古生代の三波川帯及び秩父帯に属し、源流部の一部と支川大内山川上流部には四万十帯が分布している。宮川の両岸には第四紀の段丘堆積層、下流の低地には沖積堆積物が広がっている。	
9	流域の気候は、年平均気温は 15°C 程度で、全体的に温暖な気候を示している。流域内の平均年間降水量は、日本屈指の多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、山間部で 3,400mm 超、平野部で約 2,000～2,500mm となる多雨地帯である。	流域の気候は、年平均気温は 16°C 程度で、全体的に温暖な気候を示している。日本屈指の多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、流域内の平成 23 年（2011 年）～令和 4 年（2022 年）の平均年間降水量は、上流部で 2,500～3,500mm 超、中流部から下流部で約 2,000～2,500mm である。	・時点更新 ・表現の適正化
10	あお 源流から栗生頭首工までの上流部のうち、源流部は、多量の雨による侵食で深い V 字谷が形成され、大小 100 もの滝を有し、美しい渓谷美をつくりだしている。「大杉谷」は、上流はブナを主とする落葉広葉樹林、下流は常緑広葉樹林が広がり、本州南部における代表	源流から宮川ダムまでの上流部のうち、源流部は、標高 500m 以上の山々からなる渓谷区間を流れ、大小 100 もの滝を有し、美しい渓谷美をつくりだしている。「大杉谷」は、上流はブナ・ミズナラ群落、アカシデ・イヌシデ群落等が広がり、本州南部における代表的原生林	・表現の適正化 ・環境省の VU 以上について「絶滅危惧種」を追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	的原生林として極めて貴重であることから、国指定の天然記念物に指定されている。また、国指定の特別天然記念物であるニホンカモシカや県指定の天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオ等が生息している。	として極めて貴重であることから、国指定の天然記念物に指定されている。また、国指定の特別天然記念物であるニホンカモシカや絶滅危惧種で三重県指定の天然記念物でもあるオオダイガハラサンショウウオ等が生息・繁殖している。	
11	宮川ダムから粟生頭首工までは、V字谷と河岸段丘が蛇行を繰り返しながら続き、国指定の天然記念物であるネコギギやアマゴが生息する。	宮川ダムから粟生頭首工までは、V字谷と河岸段丘が蛇行を繰り返しながら続き、大きな蛇行に伴い形成された連続する瀬淵には、絶滅危惧種で国指定の天然記念物でもあるネコギギや絶滅危惧種のアジメドジョウ、準絶滅危惧種のカジカ等が生息・繁殖する。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加 ・環境省のNTについて「準絶滅危惧種」を追加
12	粟生頭首工から基準地点岩出までの中流部は、 <sup>いわで</sup> 発達した河岸段丘に自然河岸が多く残り、清流を好むアカザやスナヤツメ等が生息する。	粟生頭首工から基準地点岩出までの中流部は、 <sup>いわで</sup> 発達した河岸段丘に自然河岸が多く残り、蛇行による瀬淵には清流を好む絶滅危惧種のアカザや絶滅危惧種のスナヤツメ類、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）等が生息・繁殖する。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加
13	基準地点岩出から河口までの下流部は、徐々に川幅が広がり、瀬や淵が連続し、アユの産卵床が形成され、平瀬や早瀬にはオイカワや底生魚のゴクラクハゼ等が生息し、ワンドにはヤリタナゴ等の緩やかな流れを好む魚類が生息している。また、高水敷や河岸にはムクノキやエノキ等の河畔林、水際にはツルヨシ群落やヤナギ林がみられ、水域から河畔林まで多様な水辺環境を利用するゲンジボタルが生息している。	基準地点岩出から河口までの下流部は、徐々に川幅が広がり、瀬や淵が連続し、度会橋より上流ではアユの産卵床が形成されている。水際にはワンド・たまりが形成され、準絶滅危惧種のヤリタナゴ、準絶滅危惧種のアブラボテ等のタナゴ類や、ギンブナ、絶滅危惧種のミナミメダカ等の緩やかな流れを好む魚類が生息・繁殖し、砂礫河原にはイカルチドリ、コチドリ等の鳥類が生息している。また、高水敷や河岸にはムクノキやエノキ等の広葉樹林が分布し、アオジ、メジロ、ホオジロ等の鳥類や樹林性のゴマダラチョウ等の昆虫類等、多様な生物の生息・繁殖場となっている。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加 ・環境省のNTについて「準絶滅危惧種」を追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
14	河口部は、水際の塩沼地にヨシ群落が広く分布し、オオヨシキリ等の繁殖地となっている。河口付近の干潟には、ヤマトオサガニ、ゴカイ類等の干潟特有の生物が生息しているとともに、シギ・チドリ類やカモ類等の渡りの中継地となっている。	河口部は干潟、ヨシ原が形成され、シオクグ、アイアシ等の塩沼植物が生育している。干潟はヤマトオサガニ等のカニ類、ゴカイ類等が生息・繁殖しているほか、絶滅危惧種のシロチドリ等のシギ・チドリ類の渡りの集団中継地、カモ類の集団越冬地となっている。ヨシ原は、ヨシ原に依存するオオヨシキリや絶滅危惧種のオカミミガイの生息・繁殖場となっている。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加
15	また、宮川においては国内外来種であるギギの生息・繁殖域が広がっており、在来種であるネコギギの生息・繁殖環境への影響が懸念されている。		・No.19へ移動
16	五十鈴川においては、中流部から下流部ではオイカワやビリンゴ等の魚類が生息するほか、テナガエビ等の甲殻類が生息している。また、河口部ではスズキやヒイラギ等の汽水・内湾性の魚類が多く生息するほか、小規模ではあるものの、干潮時には干潟が出現し、シギ・チドリ類等の鳥類が採餌場所として利用している。	五十鈴川においては、中流部から下流部ではオイカワやビリンゴ等の魚類が生息するほか、テナガエビ等の甲殻類が生息している。また河口部ではスズキやヒイラギ等の汽水・内湾性の魚類が多く生息するほか、小規模ではあるものの、河口部はシギ・チドリ類の集団中継地、カモ類の集団越冬地として干潟が形成されている。	・表現の適正化
17	勢田川は、両岸に護岸が整備されており、ボラ等の魚類、テナガエビ等の甲殻類が生息するほか、河岸には、干潟やツルヨシ群落等がわずかに分布し、セグロセキレイやスズメ等の草地性鳥類が採餌場所や休息場所として利用している。	勢田川は、市街地を流れる都市河川であり、ほぼ全川で両岸に護岸が整備されており、ボラ等の魚類、テナガエビ等の甲殻類が生息するほか、水際には干潟やツルヨシ群落等が一部区間で見られ、セグロセキレイやスズメ等の草地性鳥類が採餌場所や休息場所として利用している。	・表現の適正化
18	大湊川は、両岸に護岸が整備されており、路傍雑草群落であるヨモギーメドハギ群落がごくわずかに分布するほかは、植生はほとんど見られない。	大湊川は両岸に護岸が整備されており、植生はほとんど見られないが、わずかに干潟が形成されている。	・表現の適正化
19		なお、宮川本川や支川では、特定外来生物として、魚類ではカダヤシ・ブルーギル・オオクチバス、植物ではアレチウリ・オオキンケイ	・No.15から移動 ・特定外来生物の記載追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>ギクが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念される。</p> <p>また、宮川上流部では国内外来種であるギギの生息・繁殖域が広がっており、在来種である絶滅危惧種で国指定の天然記念物でもあるネコギギの生息・繁殖環境への影響が懸念されている。</p>	・環境省の VU 以上について「絶滅危惧種」を追加
20	宮川の本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機に、昭和 14 年から中小河川改修事業として、基準地点岩出の計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、岩出から下流の改修工事に着手した。	宮川の本格的な治水事業は、昭和 13 年（1938 年）8 月洪水を契機に、三重県が基準地点岩出の計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。	・西暦追記 ・表現の適正化
21	昭和 26 年 8 月には、昭和 13 年 8 月洪水を対象として、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を $8,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とする計画を策定した。その後、三重県は昭和 27 年に本体工事に着手した宮川ダムを昭和 32 年に竣工させた。	昭和 26 年（1951 年）8 月には、昭和 13 年（1938 年）8 月洪水を対象として、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を $8,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とする計画を策定した。その後、三重県は昭和 27 年（1952 年）に本体工事に着手した宮川ダムを昭和 32 年（1957 年）に竣工させた。	・西暦追記
22	五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施した。	五十鈴川は、昭和 21 年（1946 年）から昭和 23 年（1948 年）にかけて直轄事業として改修工事を実施、昭和 24 年（1949 年）から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施した。	・西暦追記 ・表現の適正化
23	勢田川では、昭和 45 年から局部改良工事を実施した。	勢田川では、昭和 45 年（1970 年）から局部改良工事を実施した。	・西暦追記
24	宮川、五十鈴川、勢田川の河口部については、昭和 28 年 9 月台風による被害を受けて高潮対策事業を昭和 28 年から同 33 年にかけて実施したが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による被害を受けたため、伊勢湾高潮対策事業として昭和 35 年から同 38 年にかけて再度、事業を実施した。	宮川、五十鈴川、勢田川の河口部については、昭和 28 年（1953 年）9 月台風による被害を受けて高潮対策事業を昭和 28 年（1953 年）から昭和 33 年（1958 年）にかけて実施したが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風（1959 年）による被害を受けたため、伊勢湾高潮対策事業として昭和 35 年（1960 年）から昭和 38 年（1963 年）にかけて再度、事業を実施した。	・西暦追記 ・表現の適正化

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
25	その後、昭和 49 年 7 月洪水では、勢田川の氾濫により伊勢市の広域にわたって浸水被害が発生した。この洪水を契機に、昭和 50 年 4 月に一級河川の指定を受け、直轄事業に着手した。	その後、昭和 49 年（1974 年）7 月洪水では、勢田川の氾濫により伊勢市の広域にわたって浸水被害が発生した。この洪水を契機に、昭和 50 年（1975 年）4 月に一級河川の指定を受け、直轄事業に着手した。	・西暦追記
26	これに伴い、昭和 51 年 4 月には、従前の計画を踏襲し、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を $8,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とする工事実施基本計画を策定した。	これに伴い、昭和 51 年（1976 年）4 月には、従前の計画を踏襲し、基準地点岩出における基本高水のピーク流量を $8,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とする工事実施基本計画を策定した。	・西暦追記
27	また、被害が甚大であった勢田川については、昭和 51 年より直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、しゅんせつや引堤、護岸整備等が行われ、昭和 55 年には勢田川防潮水門・排水機場を完成させた。	また、昭和 49 年（1974 年）7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、昭和 51 年（1976 年）より直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ、昭和 55 年（1980 年）には勢田川防潮水門・排水機場を完成させた。	・表現の適正化 ・西暦追記
28	近年においては、平成 16 年 9 月洪水により、上流部では土砂災害が多発し、大量の土砂が宮川へ流出した。下流部では越水氾濫によって甚大な被害を受けたことから、平成 18 年より床上浸水対策特別緊急事業が実施され、築堤及び河道掘削等が進められている。	近年においては、平成 16 年（2004 年）9 月洪水により、上流部では土砂災害が多発し、大量の土砂が宮川へ流出した。下流部では越水氾濫によって甚大な被害を受けたことから、平成 18 年（2006 年）より床上浸水対策特別緊急事業が実施され、築堤及び河道掘削等が行われ、平成 24 年（2012 年）に完成した。	・西暦追記 ・時点更新
29		その後、平成 9 年（1997 年）の河川法改正に伴い、宮川水系河川整備基本方針を平成 19 年（2007 年）11 月に策定した。宮川水系河川整備基本方針は、基準地点岩出の基本高水のピーク流量を $8,400\text{m}^3/\text{s}$ と定め、洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節することとし、計画高水流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とした。	・河川整備基本方針の追記
30		平成 23 年（2011 年）9 月には、基準地点岩出におけるピーク流量が基本高水のピーク流量を上回る、観測史上最大の洪水が発生した	・近年の主要洪水の追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ものの、床上浸水対策特別緊急事業の整備効果により、平成 16 年（2004 年）9 月洪水と比べ、浸水被害は大幅に減少した。	
31		平成 27 年（2015 年）11 月には、目標流量を基準地点岩出で 7,800m <sup>3</sup> /s とする宮川水系河川整備計画【大臣管理区間】を策定した。この計画に基づき、築堤や河道掘削等を実施している。	・河川整備計画の追記
32		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 30 年（2018 年）7 月に「宮川外大規模氾濫減災協議会」を組織し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記
33		平成 29 年（2017 年）10 月には、宮川下流部で年間降水量の約 1/4 ~1/3 の雨量を記録する出水が発生し、伊勢市内では、雨水排水不良による浸水に加えて、勢田川等の河川からの氾濫も生じ、広範囲で浸水被害が発生した。これを受け、国・県・市が協働して「勢田川流域等浸水対策協議会」を設立し、「勢田川流域等浸水対策実行計画」をとりまとめ、現在、同計画に基づく対策を進めている。	・近年の主要洪水の追加
34		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に宮川水系（宮川）治水協定が締結され、流域内にある既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、水害発生の防止に取り組んでいる。	・流域治水プロジェクトの追記（ダム事前放流）
35		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策の抜本的な強化のため、令和 3 年（2021 年）3 月に「宮川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、河道掘削や堤防整備等の河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、浸水リスクが高いエリアに	・流域治水プロジェクトの追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>おける土地利用・住まい方の工夫、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組、水田等の活用による貯留機能の向上や森林整備・保全等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。</p> <p>その後、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）3 月に「宮川水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。</p>	
36		流域治水の具体的な取組として、伊勢市では平成 30 年（2018 年）3 月に、立地適正化計画を策定し、災害リスクの高い範囲を居住誘導区域から除外するなど、災害リスクを回避する取組を進めている。	・流域治水プロジェクトの追記（立地適正化計画）
37		流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。	・流域治水プロジェクトの追記（グリーンインフラ）
38	河川水の利用に関しては、宮川第一発電所や三瀬谷発電所等、7ヶ所の発電所により総最大出力 86,620kw の電力供給が行われている。また、農業用水として約 5,800ha の農地でかんがいに利用されているほか、伊勢市等の水道用水にも利用されている。	河川水の利用については、宮川第一発電所や三瀬谷発電所等、7ヶ所の発電所により総最大出力 86,820kW の電力供給が行われている。また、農業用水として約 6,400ha の農地でかんがいに利用されているほか、大台町の水道用水にも利用されている。	・表現の適正化 ・時点更新
39	なお、平成 17 年には、4 月～6 月の月雨量が昭和 32 年の観測以来最小の降雨量を記録（宮川ダム地点）するなど渴水に見舞われ、節水対策を実施した。	平成 17 年（2005 年）、平成 19 年（2007 年）、平成 23 年（2011 年）、平成 25 年（2013 年）、平成 29 年（2017 年）、平成 31 年（令和元年）（2019 年）と度々、渴水に見舞われ、取水制限等の渴水調整、節水対策を実施した。	・表現の適正化 ・時点更新
40	水質については、宮川では全域が AA 類型、五十鈴川では河口から宇治橋までが A 類型、それより上流が AA 類型、勢田川では全域が	水質については、宮川では全域が AA 類型、五十鈴川では河口から宇治橋までが A 類型、それより上流が AA 類型、勢田川では全域が C	・表現の適正化 ・時点更新

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	C類型で、特に宮川は日本有数の清流河川となっている。宮川及び五十鈴川では環境基準値を概ね満足しているが、伊勢市の生活排水等が流れ込む勢田川では環境基準値を上回っている。	類型である。宮川及び五十鈴川の環境基準点における BOD75% 値は環境基準値を概ね満足している。勢田川でも生活排水対策が進み、近年は概ね環境基準値を満足するようになっている。特に宮川本川は近年では一貫して BOD75% 値が 1.0mg/L 未満で良好な水質を維持しており、平成 27 年（2015 年）～令和 6 年（2024 年）の 10 年間において、6 回『水質が最も良好な河川』に選出されている。また令和 6 年（2024 年）全国一級河川の水質現況において、平成 27 年（2015 年）～令和 6 年（2024 年）の 10 年間に 4 回以上『水質が最も良好な河川』となった河川として紹介される等、全国的にも清澄な河川として知られている。	・近年の水質状況について具体的な記載追加
41	河川の利用については、古くから伊勢神宮を訪れる人々は宮川で禊ぎをして汚れを祓ってから参拝する習わしがあり、伊勢街道や熊野街道に続く渡し場が各所に設けられていた。また、20 年ごとに行われる伊勢神宮の伝統行事「式年遷宮」の際には、宮川で集められた白石を御敷地に奉獻する「お白石持」や五十鈴川では御用材を運ぶ「お木曳き」が行われるなど、伊勢神宮の神事に非常に密接に関わってきた。	河川の利用については、古くから伊勢神宮を訪れる人々は宮川で禊ぎをして汚れを祓ってから参拝する習わしがあり、伊勢街道や熊野街道に続く渡し場が各所に設けられていた。また、20 年ごとに行われる伊勢神宮の伝統行事「式年遷宮」の際には、宮川で集められた白石を御敷地に奉獻する「お白石持」や五十鈴川では御用材を運ぶ「お木曳き」が行われるなど、伊勢神宮の神事に非常に密接に関わってきた。	
42	勢田川では、伊勢参りの海の玄関口として賑わった港は今もその面影を残しており、伊勢の台所として発展した問屋街には歴史的な街並みの保存と併せて川の駅が整備されるなど、川と一体となったまちづくりが行われている。	勢田川では、伊勢参りの海の玄関口として賑わった港は今もその面影を残しており、伊勢の台所として発展した問屋街には歴史的な街並みの保存と併せて川の駅が整備されるなど、川と一体となったまちづくりが行われている。	
43	さらには、宮川の下流部では、高水敷に運動公園が整備され、散策やスポーツなど多くの人に利用され、中上流部は恵まれた自然環境を活かしたアユ釣りやカヌー、渓谷沿いのハイキング等に利用されている。	さらには、宮川の下流部では、高水敷に運動公園が整備され、散策やスポーツ等多くの人に利用され、 <small>たまきちょうひるだ</small> 玉城町昼田地区のたまき水辺の楽校ではキャンプやイベントに利用されている。中上流部は恵ま	・水辺の楽校を追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		れた自然環境を活かしたアユ釣りやカヌー、渓谷沿いのハイキング等に利用されている。	
44	一方、勢田川の河口域や大湊川では、プレジャーボート等が不法係留され、洪水時の流下阻害等の治水上の支障等の問題が生じており、関係機関で協力し、不法係留船対策に取り組んできている。	一方、勢田川の河口域や大湊川では、プレジャーボート等が不法係留され、洪水時の流下阻害等の治水上の支障等の問題が生じており、関係機関で協力し、不法係留船対策に取り組んできている。	
45	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
46	宮川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、大杉谷に代表される自然豊かな環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に認識を持ち、連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に關わる施策を総合的に展開する。	<p>宮川流域では、上流部は吉野熊野国立公園をはじめ優れた自然環境が存在し、下流部は伊勢神宮を中心とした歴史、文化に深く関わり、古代から大和と伊勢を結ぶ街道が流域内を通り交通の要衝となっている。現在は、国道 23 号、近畿自動車道伊勢線（伊勢自動車道）、近畿自動車道紀勢線（紀勢自動車道）、JR 紀勢本線及び近鉄山田線等の名古屋と大阪を結ぶ基幹交通網が存在しており、神宮参拝者を対象とする旅客産業が盛んである。支川勢田川では、戦国時代の末頃から水運が活発化し、伊勢平野の農産物、志摩の海産物が運ばれる伊勢神宮周辺の経済の中心となっており、現在は、伝統的な町並みが保存されている。一方で、宮川は、平成 16 年（2004 年）に大規模な土砂災害が発生、昭和 34 年の伊勢湾台風（1959 年）による洪水と高潮によって流域に大きな被害が発生したように、洪水による氾濫被害に加えて、土砂災害や高潮による被害が起こりやすい河川である。また、支川勢田川は、平成 29 年（2017 年）に大雨と高潮による内水氾濫によって大きな被害が発生したように内水氾濫が起こりやすい河川である。</p> <p>このため、国、県が連携し、ダムや防潮水門などの既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河道の掘削などの河川整備を進めるとともに、流域内の関係者が協働して流域の保水・貯留・</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動への対応の観点の追記</li> <li>・表現の適正化</li> <li>・河川整備基本方針の根幹の考え方を明記</li> <li>・関係機関や地域住民等と連携した推進について追記</li> </ul>

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>遊水機能の向上、砂防施設の整備、沿川の土地利用や住まい方の工夫などによる浸水被害の軽減、住民の命を守る適切な情報発信や訓練の実施などによる円滑な避難の実効性の向上などに取り組み、気候変動の影響により頻発化・激甚化する洪水や内水氾濫、高潮、土砂災害などの水災害に対する被害の防止・軽減を図る。</p> <p>また、治水に加えて、利水・環境に関する施策についても関係機関や地域住民と共に通の認識を持ち、連携を強化しながら総合的に展開することで、「日本人の心のふるさと」として日本古来の歴史・文化に触れあえる緑豊かな宮川流域を育む川づくりを目指す。</p>	
47		宮川水系では、想定しうる最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超過洪水に対する河川整備の観点の追記</li> </ul>
48		本川及び支川の整備に当たっては、宮川水系の流域特性を踏まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴に応じた対策を講じるとともに、本支川及び上下流バランス及び沿川の土地利用の将来像を見据えた貯留・遊水機能の確保も考慮した整備を通じ、それぞれの地域での安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.73から移動</li> <li>・流域治水の観点の追記</li> </ul>
49		そのため、国及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に隣接する背後地において関係市町と連携して行う対策については、行政間並びに地域との連絡調整を通じて相互の理解を深めることで円滑かつ効果的に推進するとともに、流域治水協議会や様々なツールの活用により、進捗状況の更なる強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県で調整して河川整備を実施する旨を追記</li> </ul>

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		宮川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、関係機関の適切な役割分担により自治体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めて検討を行う。	
50		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行い、官学が連携して温暖化による流域の降雨一流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量、流況等の変化、河川生態系及び水利用等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響把握に関するモニタリングの追記
51		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、より多くの関係者が宮川水系への認識を深めるため、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者にわかりやすく伝えられる人材の育成に努める。また、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の取組を継続するとともに、ダムのインフラツーリズム等の機会を通じて防災等に関する人材育成に努める。	・人材育成の観点の追記
52	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史・文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、 <b>水産資源の保護や漁業の営みも含む</b> 河川の利用の状況、都市の構造や流域内の産業、また、それらの歴史的な形成過程、流域の歴史、文化、 <b>今後の土地利用の方向性並びに</b> 河川環境の保全・創出等を考慮する。また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、 <b>都市計画や</b>	・流域治水の観点の追記 ・表現の適正化

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業や下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
53	治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を、関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	<b>水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、及び、安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。</b>	・水循環基本計画を踏まえた観点の追記
54	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的変化だけでなく、粒度分布や量も含めた土砂移動の把握に努めるとともに、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組む。また、上流河道に堆積している土砂の動態を十分に監視し、必要に応じて対策を実施するなど、治水上安定的な河道の維持に努める。	<b>河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全・創出、並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会的情勢の変化等に応じて、順応的に適宜見直しを行い、継続的に発展させるように努める。</b>  <b>特に、宮川ダムや勢田川防潮水門及び排水機場等の河川管理施設の操作の確実性を確保しつつ、高度化・効率化を図る。</b>	・にぎわいの創出の観点の追記 ・予防保全メンテナンスサイクルの確立に関する追記
55		<b>土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河</b>	・総合土砂管理の観点の追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。</p> <p>また、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等に取り組むほか、ダム貯水池や河道の掘削等で発生する土砂については、国・県・市町等が連携し、中長期的な発生見込みや活用箇所などを共有・協議し、流域全体での土砂融通に努めるとともに、大規模土砂生産時における処理方策についても検討していく。</p> <p>なお、土砂移動については、平成16年（2004年）に大規模な土砂災害が発生し、対策を進めてきているが、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。</p> <p>総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	
56	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
57	災害の発生の防止又は軽減に関しては、宮川の多様な自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削等により河積を増大し、護岸等の整備をするとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、堤防の質的強化を図り、安全性を確保する。河道掘削による河積の確保や護岸等の整備にあたっては、河道の安定・維持、遺跡・河川環境の保全等に配慮するとともに、洪水時の河床変動等を	災害の発生の防止又は軽減に関しては、背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが宮川水系の治水の基本であるとの考えのもと、流域の豊かな自然環境や風土、歴史等に配慮しながら、国及び県管理区間における堤防の整備、河道の拡幅、河道掘削等により河積を増大させるとともに、施設管理者と連携した既存ダ	・河川整備の留意点を追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	監視・把握しながら計画的に実施する。河口部においては、高潮堤防の改築も進める。	ムを活用した洪水調節機能の強化や新たな貯留・遊水機能の確保によって基本高水を安全に流下させる。	
58	また、五十鈴川においては樋管の整備等、勢田川においては河道掘削等による河積の確保、大湊川においては老朽化した高潮堤防の改築等を実施する。	また、五十鈴川においては樋管の整備等、勢田川においては今後の技術進展・技術革新を見据え、新たな貯留機能の確保に加えて既存施設の有効活用や機能強化の取組、大湊川においては老朽化した高潮堤防の改築等を実施する。	・河川整備の留意点を追加
59		<p>河道掘削等による河積の増大に当たっては、今後の技術進展を見据えた堤防強化を前提とするとともに、官学が連携して土砂動態を踏まえた河道管理に関する予測・技術の向上に努め、河道の安定・維持及び良好な河川環境の保全・創出に配慮しつつ、河道掘削を実施する。支川の合流部、狭窄部等において洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化、河床の土砂動態等について継続的な調査・観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。</p> <p>貯留・遊水機能の確保に当たっては、沿川の土地利用の将来像を踏まえるとともに、河川環境の保全・創出を考慮した上で確保し、基本高水に対し洪水防御を図る。</p> <p>洪水調節機能の強化に当たっては、施設管理者と連携し、流域内の既存ダムの活用などにより洪水調節を行う。降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携を図るなどデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下で、関係機関が連携し効果的な事前放流の実施や施設改良等による洪水調節機能強化を図る。なお、これらの検討に当たっては、施設管理上の負担が過度とならないよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河積の増大に係る河川整備の観点の追記</li> <li>・洪水調節機能強化の観点の追記</li> </ul>

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
60		<p>段階的な河川整備の検討に際して、基本高水に加え、計画と異なる降雨分布によるものなどさまざまな洪水が発生することも可能な限り想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動により発生が予想される降雨パターンへの対応を追記</li> <li>・氾濫被害を抑制する対策を追記</li> </ul>
61		<p>さらに、基本高水を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・三重県・流域市町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、低中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定など、多段階なハザード情報を活用していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No. 70 から移動</li> <li>・水害につよい地域づくりの観点を追記</li> </ul>
62	内水被害の恐れの高い地域においては、関係機関と連携、調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	<p>また、内水被害の恐れの高い地域においては、気候変動による降雨分布の変化及び河道や沿川の状況等を踏まえつつ、河川の整備や必要に応じた排水ポンプの整備の実施に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、関係機関と連携、調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の影響を踏まえた内水被害対策について追記</li> </ul>
63		<p>氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、利水ダムの事前放流の実施状況等の把握、及び治</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関や地域住民、民間企業等</li> </ul>

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。</p> <p>被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段的なハザード情報を提供する等、関係市町や県の都市計画・建築部局等が地域の持続性を踏まえ、立地適正化計画の枠組等の活用による水害リスクを考慮した土地利用規制や立地の誘導等の防災まちづくりを推進できるよう技術的支援を行う。</p>	と連携した推進について追記
64		<p>さらに、土砂、洪水、津波、高潮による被害の軽減、早期復旧・復興のために、復旧資機材の備蓄、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップ、水害版企業BCPの作成支援や災害タイムラインの作成支援等により、災害時のみならず平常時においても防災意識の向上を図る。洪水予報及び水防警報や長時間水位予測の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。</p> <p>災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助等の精神のもと、市町長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施、市町との連携による高台や避難路の整備等を促進し、地域防災力の強化を推進する。</p> <p>また、デジタル技術を導入・活用し、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じて適切な防災行動がとれるよう、地域住民に加え外国人観光客等を含む来訪者の理解促進に資する啓発活動の推</p>	・水害リスク情報の共有を追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		進や、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を関係機関や地域住民等と連携して幅広く推進する。	
65		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。	・治水対策に関する改善の考え方を追記
66	洪水調節施設、堤防、排水機場、防潮水門、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、防潮水門や樋門等の遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等により、施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ、適切な運用を行う。		・No. 71 へ移動
67		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。 対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。</p> <p>大規模な斜面崩壊が発生し河道閉塞が形成されるなど、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、土砂災害防止法に基づき緊急調査を実施し、住民等の避難指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報として重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を関係自治体の長へ通知する。</p>	
68	河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため計画的な伐開等の適正な管理を実施する。	<p>河道内の樹木の繁茂による河積阻害や洪水時の河川管理施設への影響等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂の状況を監視し、河川環境への影響も考慮した上で必要に応じ伐開等による適正な管理を実施する。伐開した樹木の処理に当たっては、コスト縮減を踏まえながら有効活用を図り、環境負荷の低減に努める。</p> <p>また、河道内の洲の発達や深掘れの進行等についても、適切なモニタリング及び管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表現の適正化</li> <li>・河道内の維持管理について追記</li> </ul>
69	宮川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策や構造物の適正な機能維持等を図る。	<p>宮川流域は、「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策や構造物の適正な機能維持等を図る。</p> <p>河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策の観点の追記</li> <li>・高潮対策の追記</li> </ul>

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		を防御するものとする。河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対策を実施することとし、高潮対策については、気候変動による予測を考慮した対策とする。	
70	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施するとともに、洪水等による被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。また、ハザードマップの作成支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。		・ No. 59 へ移動
71		洪水調節施設、堤防、排水機場、防潮水門、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、防潮水門や樋門等の遠隔操作化や河川空間監視カメラによる河川等の状況把握等の施設管理の高度化、効率化を図る。 なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、関係機関と連携・調整を図りつつ、適切な運用を行う。また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び三重県の河川管理者間の連携強化に努める。	・ No. 66 から移動 ・ 維持管理の方針の追記
72		洪水・地震・津波防災のため、堤防の耐震対策や構造物の機能維持等を図るとともに、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧	・ 防災拠点について追記

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	
73	本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。		・No.48へ移動
74	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
75	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既設ダム等の有効活用や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。  また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。  さらに、気候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・表現の適正化 ・気候変動への対応の観点の追記
76	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
77	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と宮川との関わりや伊勢神宮との歴史的・文化的なつながりを考慮しつつ、我が国屈指の清流である宮川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進することで多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、干潟やヨシ原など生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響の回避・低減	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と宮川との関わりや伊勢神宮との歴史的・文化的なつながりを考慮しつつ、生物多様性が向上することを目指して、我が国屈指の清流である宮川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全・創出し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に継承する。このため宮川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態に配慮しつつ、ネイチャーポジティブの観点からも河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、河川工事等においては多自然川づくりを推進することで多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、干潟やヨシ原など生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響の回避・低減	・表現の適正化 ・生物多様性、ネイチャーポジティブの観点の追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	くりを推進する。	し、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施に当たっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。	
78	動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、自然植生が繁茂する河畔林や砂州、河口部の干潟等の宮川の特徴を踏まえ、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努めるとともに、関係機関と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等にも努める。	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、当該河川環境の目標を見据え、地域住民や関係機関と連携し、治水面との調和を図りつつ、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握しながら、重要種を含む多様な動植物を育む河畔林、砂礫河原、ワンド・たまり、瀬、淵、河口部の干潟等の定期的なモニタリングを行うことにより生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また新たな学術的な知見も取り入れ、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・新たな学術的な知見の視点の追加 ・表現の適正化
79		宮川流域においては、河口部では干潟・ヨシ原が広がり、下流部では砂礫河原や湿地環境などが形成され、度会橋より上流ではアユ等が生息・繁殖する瀬淵が形成されている。これらの特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川・流入水路等との連続性を維持・確保する。また治水対策として実施する河道掘削に際して、河口部ではシギ・チドリ類等が利用する干潟・ヨシ原、下流部ではイカルチドリ等が利用する砂礫河原、タナゴ類等が利用する湿地環境を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして保全・創出する。なお、生態系ネットワークの形成に当たっては、関係機関との連携により、河川周辺の水田・森林・海岸など流域全体における自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組を推進する。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能	生物多様性、ネイチャーポジティブ、生態系ネットワークの視点の追加

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	
80	上流部においては、貴重な原生林が広がる「大杉谷」が存在し、また、ニホンカモシカやネコギギ、オオダイガハラサンショウウオ、アマゴ、アジメドジョウ等が生息・繁殖することから、良好な河川環境の保全に努める。	宮川上流部においては、貴重な原生林が広がる「大杉谷」が存在し、また、ニホンカモシカや絶滅危惧種で国指定の天然記念物でもあるネコギギ、絶滅危惧種で三重県指定の天然記念物でもあるオオダイガハラサンショウウオ、絶滅危惧種のアジメドジョウ、準絶滅危惧種のカジカ等が生息・繁殖することから、良好な渓流環境の保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加 ・環境省のNTについて「準絶滅危惧種」を追加
81	中流部では、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている自然河岸を保全するとともに、ネコギギやアカザ、スナヤツメ等が生息・繁殖する瀬や淵の保全に努める。	宮川中流部においては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている自然河岸を保全するとともに、絶滅危惧種のアカザ、絶滅危惧種のスナヤツメ類、絶滅危惧種のカマキリ（アユカケ）等が生息・繁殖する瀬、淵の保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加
82	下流部では、アユやオイカワ、ヤリタナゴ等、多様な魚類が生息・繁殖する瀬や淵、ワンドの保全に努める。さらに、多くの鳥類や小動物の生息・生育・繁殖の場となっている河道内の樹木については、治水との整合を図りつつ保全に努める。	宮川下流部においては、アユの産卵場となる連続する瀬、淵や準絶滅危惧種のヤリタナゴ等が生息するワンド・たまり環境やイカルチドリやコチドリの生息・繁殖場となる砂礫河原を保全・創出する。また、多様な生物の生息場となる広葉樹林からなる河畔林については、治水との整合を図りつつ保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・環境省のNTについて「準絶滅危惧種」を追加
83	シギ、チドリ類の渡り鳥の中継地となっている河口域の干潟や、オオヨシキリの繁殖地であるヨシ原等の保全に努める。	宮川河口部においては、絶滅危惧種のシロチドリ等のシギ・チドリ類の集団中継地となっている干潟や、オオヨシキリや絶滅危惧種のオカミミガイの生息・繁殖地であるヨシ原等の保全・創出を図る。	・表現の適正化 ・環境省のVU以上について「絶滅危惧種」を追加
84		外来種、特に特定外来生物の生息・生育が確認された場合は、在来生物への影響を軽減できるよう、分布拡大の危険性も考慮し、関係機	・外来種対応方針の追加

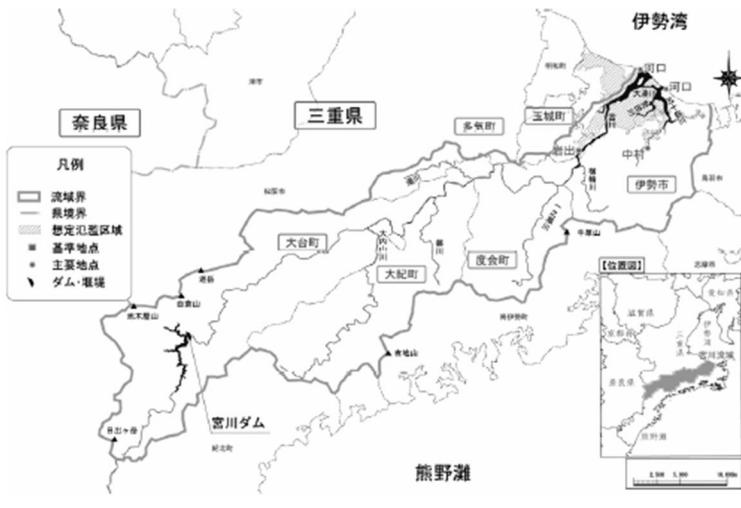
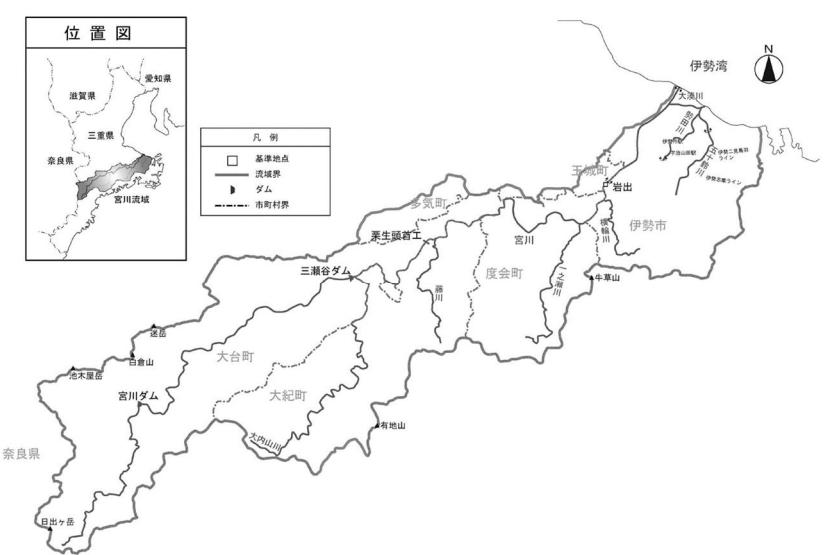
	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		関等と迅速に情報共有する等、連携して適切な対応を行う。	
85	良好な景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、大きな蛇行と瀬や淵が連続する河川景観や水辺と一体となった河畔林、干潟等の河川景観の保全に努めるとともに、沿川の市街地における憩いの場である良好な水辺景観の保全・創出に努める。	良好な景観の保全・創出については、治水との整合を図りつつ、大きな蛇行と瀬、淵が連続する河川景観や水辺と一体となった河畔林、干潟等の河川景観の保全・活用を図るとともに、沿川の市街地においては自治体の関連計画等と整合・連携し、観光資源や憩いの場である良好な水辺景観の保全・創出を図る。	・沿川自治体との連携の視点を追加 ・表現の適正化
86	人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域住民に宮川への関心を高めてもらうために、既存の親水施設等を利用したイベントや体験学習等を通じて情報発信を行うとともに、宮川流域で行われている上下流の交流・連携等の各種事業と連携を図りつつ、流域住民一体となった川づくりを目指す。また、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた宮川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、伊勢神宮にまつわる歴史と文化を感じさせる空間としての河川整備と保全に努める。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ、流域住民に宮川への関心を高めてもらうために、既存の親水施設等を利用したイベントや体験学習等を通じて情報発信を行うとともに、沿川自治体等が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図りつつ、流域住民一体となった川づくりを目指す。また、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた宮川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、伊勢神宮にまつわる歴史と文化を感じさせる空間としての河川整備と保全に努める。	・沿川自治体との連携の視点を追加 ・表現の適正化
87	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、我が国屈指の清流として現状の良好な水質の保全に努める。また、環境基準を上回る勢田川においては、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら水質浄化対策を実施し、水質改善に努める。	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境等を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、我が国屈指の清流として現状の良好な水質の保全を図る。また、勢田川においては、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら水質浄化対策を実施し、さらなる水質改善を図る。	・表現の適正化
88	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、治水・利水・河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努める。	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・環境との調和を図る。また、環境に関する情	・No. 90 から移動 ・表現の適正化

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有化に努める。	
89	不法係留船対策としては、引き続き関係機関と連携し、重点的撤去区域の設置等による不法係留船の撤去に努める。	不法係留船対策としては、引き続き関係機関と連携し、重点的撤去区域の設置等による不法係留船の撤去に努める。	
90	また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。		・No.88へ移動
91	地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、宮川が伊勢神宮の祭事と深く関わりがあり、花火大会等のイベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場としても利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。宮川が伊勢神宮の祭事と深く関わりがあり、花火大会等のイベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場としても利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。	・表現の適正化
92	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
93	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
94	基本高水は、昭和57年8月洪水、平成16年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点岩出において $8,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $800\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $7,600\text{m}^3/\text{s}$ とする。	基本高水は、昭和54年(1979年)10月洪水、平成9年(1997年)7月洪水、平成16年(2004年)9月洪水、平成23(2011年)7月洪水、平成23年(2011年)9月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点岩出において $9,900\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設等により $900\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $9,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。	・基本高水のピーク流量等の変更

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																				
95		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術、知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性の変化、また、その効果の評価技術の向上や貯留・排水機能の向上等により、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動を踏まえた記載を追記																				
96	基本高水のピーク流量等一覧表  <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水の ピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設 による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への 配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮川</td> <td>岩出</td> <td>8,400</td> <td>800</td> <td>7,600</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設 による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への 配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	宮川	岩出	8,400	800	7,600	基本高水のピーク流量等一覧表  <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>基本高水の ピーク流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>洪水調節施設等 による調節流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> <th>河道への 配分流量 (m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮川</td> <td>岩出</td> <td>9,900</td> <td>900</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等 による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への 配分流量 (m <sup>3</sup> /s)	宮川	岩出	9,900	900	9,000	・基本高水のピーク流量等の変更
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設 による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への 配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																			
宮川	岩出	8,400	800	7,600																			
河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m <sup>3</sup> /s)	洪水調節施設等 による調節流量 (m <sup>3</sup> /s)	河道への 配分流量 (m <sup>3</sup> /s)																			
宮川	岩出	9,900	900	9,000																			
97	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
98	宮川の計画高水流量は、岩出地点において7,600m <sup>3</sup> /sとし、その下流では河口まで同流量とする。	宮川の計画高水流量は、本支川の貯留・遊水機能を踏まえ、基準地点岩出において9,000m <sup>3</sup> /sとし、その下流では河口まで同流量とする。	・表現の適正化 ・計画高水流量の変更																				
99	五十鈴川の計画高水流量は、中村において740m <sup>3</sup> /sとし、勢田川を合わせて1,060m <sup>3</sup> /sとし、その下流では河口まで同流量とする。	五十鈴川の計画高水流量は、中村地点において830m <sup>3</sup> /sとし、貯留機能を踏まえた勢田川の流量を合わせて1,200m <sup>3</sup> /sとし、その下流では河口まで同流量とする。	・表現の適正化 ・計画高水流量の更新																				
100	宮川計画高水流量図	宮川計画高水流量図 (単位:m <sup>3</sup> /s)	・計画高水流量図の変更																				

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由										
	<p style="text-align: center;">(単位 : m<sup>3</sup>/s)</p> <p>単位 : m<sup>3</sup>/s</p> <p>岩出 ■ 河口 ●</p> <p>宮川 7,600 →</p> <p>勢田川</p> <p>中村</p> <p>五十鈴川 740 →</p> <p>河口 ●</p> <p>五十鈴川派川</p> <p>● 基準地点 ● 主要な地点</p>	<p>単位 : m<sup>3</sup>/s</p> <p>岩出 ■ 河口 ●</p> <p>宮川 9,000 →</p> <p>勢田川</p> <p>中村</p> <p>五十鈴川 830 →</p> <p>河口 ●</p> <p>五十鈴川派川</p> <p>● 基準地点 ● 主要な地点</p>											
101	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項											
102	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。											
103	<p>主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口または合流点からの距離 (km)<sup>※1</sup></th> <th>計画高水位 (T. P. m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> </table>	河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km) <sup>※1</sup>	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	<p>主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>河口又は合流点からの距離 (km)<sup>※1</sup></th> <th>計画高水位 (T. P. m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> </table>	河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km) <sup>※1</sup>	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)	
河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km) <sup>※1</sup>	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)									
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km) <sup>※1</sup>	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)									

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）					宮川水系河川整備基本方針（変更案）					変更理由	
	宮川	岩出	11.6	13.56	330		宮川	岩出	11.6	13.56	330	
	河口		0.0	2.50	1,510		河口		0.0	2.50	1,510	
	五十鈴川	中村	8.7	9.04	100		五十鈴川	中村	8.7	9.04	100	
	河口		0.0	2.50※2	370		河口		0.0	2.50※2	370	
	注 T.P. : 東京湾中等潮位 ※1 : 起点からの距離 ※2 : 計画高潮位						注 T.P. : 東京湾中等潮位 ※1 : 起点からの距離 ※2 : 計画高潮位					
104							計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、必要に応じて設定を行う。					
105	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項						(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項					
106	宮川における既得水利としては、岩出地点から下流において、水道用水として $0.116\text{m}^3/\text{s}$ 、その他利水として $0.015\text{m}^3/\text{s}$ 、合計 $0.131\text{m}^3/\text{s}$ である。						宮川の岩出地点下流における既得水利はない。					
107	これに対し、岩出地点における過去 29 年間（昭和 51 年～平成 16 年）の平均低水流量は約 $8.8\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $4.5\text{m}^3/\text{s}$ 、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 $2.2\text{m}^3/\text{s}$ である。						岩出地点における過去 48 年間（昭和 51 年（1976 年）～令和 5 年（2023 年）のうち欠測 2 力年）の平均低水流量は約 $9.4\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $5.1\text{m}^3/\text{s}$ 、10 年に 1 回程度の規模の渇水流量は約 $2.2\text{m}^3/\text{s}$ である。					
108	岩出地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、4 月～5 月及び 9 月 16 日～12 月は概ね $6\text{m}^3/\text{s}$ 、それ以外の時期は概ね $4\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。						岩出地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、4 月～5 月及び 9 月 16 日～12 月は概ね $6\text{m}^3/\text{s}$ 、それ以外の時期は概ね $4\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。					

	宮川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	宮川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
109	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減するものである。	
110	 <p>（参考図）宮川水系図</p>	 <p>（参考図）宮川水系図</p>	・表現の適正化